

在米沖繩関係資料収集業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、在米沖繩関係資料収集業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、在米沖繩関係資料収集業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（信義誠実）

第2条 発注者及び受注者は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に委託業務を履行するものとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 受注者は、委託業務を別紙の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び発注者の指示に従って実施しなければならない。

（委託の期間）

第4条 契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

（委託料）

第5条 発注者は、委託業務に対する委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）を受注者に支払うものとする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第1項の規定により契約金額の100分の10以上とする。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（契約内容の変更）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 行政目的上又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、又はこの契約の履行を中止し、若しくは打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、発注者が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は、発注者が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者

はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定める。

(計画変更の承認)

第8条 受注者は、仕様書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、発注者の承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(危険負担)

第9条 委託業務の実施に応じて生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(業務完了報告等)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、直ちに発注者に対して業務完了の報告として実績報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に履行確認の検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査等の結果、適正であると認めた場合には委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、第2項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第11条 委託料は、発注者が前条第2項の規定により実施した検査結果が契約の内容に適合すると認め、委託料の額が確定したときに支払うものとする。

2 発注者は、受注者の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。概算払は、別紙支払計画書に基づき行う。

3 受注者は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を発注者に提出するものとする。

4 前2項の規定により概算払を受けた額が前条の委託料の確定額を超えるときは、受注者はその超える金額について、発注者の指示に従って返還するものとする。

5 前項の返納額の納付期限は、当該指示のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延金を徴収するものとする。

6 発注者は、支払いの請求があったときは、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(委託業務の中止等)

第12条 受注者は、災害、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止(廃止)申請書を発注者に提出し、発注者と協議の上、契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、発注者は委託料の精算をするものとする。

(契約の解除及び違約金)

第 13 条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はいつでもこの契約を解除することができるものとする。この場合において、既に支払った委託料があるときは、その全部又は一部の返納を受注者に請求することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 受注者（代表者、役員又は実質的に経営に関与する者をいう。）が次のいずれかに該当すると判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下これらを「反社会的勢力」と総称する。）に属すると認められるとき。

イ 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

ウ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

エ 自ら又は第三者を利用して、発注者又は発注者の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合には、発注者は違約金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を受注者に請求することができる。

3 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、発注者はその不足分を受注者に請求することができる。

(履行遅滞)

第 14 条 発注者は、契約の相手方が期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他受注者の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(権利義務譲渡の禁止)

第 15 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 16 条 受注者は、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委託が委託業務の一部であり、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、

この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為については全責任を負うものとし、当該第三者が発注者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。

(委託業務の報告)

第17条 受注者は、発注者から委託業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(調査)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の帳簿、書類その他の記録について実地に調査をすることができる。

(諸帳簿類の整理・保存)

第19条 受注者は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 受注者は、前2項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、第10条第2項に定める検査の完了後、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務を実施するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

- 3 この契約による業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(権利)

第22条 仕様書で規定された納入物件についての権利は、沖縄県に帰属するものとする。

(労働関係法令の遵守)

第 23 条 受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
(協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

受注者

別紙

【支払計画書】

令和6年6月	概算払	(渡米に係る費用(旅費、保険料等)、 機材の調達費用、事務用品等の購入)
令和6年9月	概算払	
令和7年4月	精算払	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再

委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。